

タイトル	韓国における同姓同本不婚制		
所属	南山大学 張ゼミ	氏名	北條真由

目的

韓国の古代において同姓同本者間は弊害を伴うため、近親婚は禁止されていた。その名残が現在にもあるが、それが今どのような問題となっているのか考えていく。

研究方法

文献

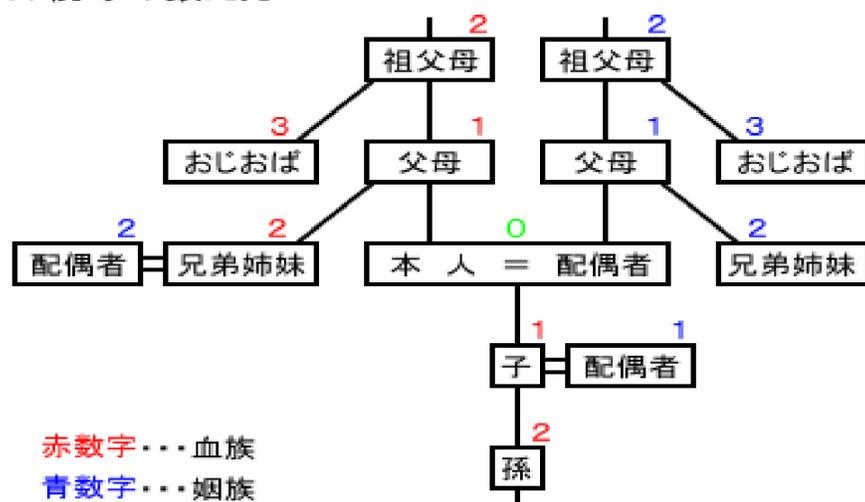
- ・韓国における同姓同本不婚に関する歴史
- ・概念
- ・民法

姓と本

韓国は父系社会。姓は出生を表す。本は自己が属する男系血統の祖先の発祥地をいう。姓だけ、本だけでは同族の標識にはなり得ない。

Ex: コン・ジ Chol、曲阜孔氏

★親等の数え方



結論

同姓同本不婚によって婚姻届を提出できず、事実上婚姻状態の男女もいる。その間に生まれた子供は父親の戸籍に入り、生みの母親は戸籍的に母親とは認められない。一方、生物学的な観点からみると近親婚により生まれる子供の死亡率が高くなるという研究結果も存在するため、一概に同姓同本の婚姻を認めるべきであるとはいえない。今後は、同姓同本の男女も婚姻を結ぶリスクを理解しながら民法による制限を広げるべきであると考えられる。

民法

劉・前掲書

草案第802条

- ①同姓同本である血族間は婚姻不可。
※祖先が明確でない場合を除く
- ②男系血族の配偶者、夫の血族およびその他4親等以内の婚族は婚姻できない。



以下に該当する者とは婚姻できない

1. 直系血族と直系婚姻
2. 8親等以内の傍系父系血族
3. 4親等以内の母系血族
4. 8親等以内の夫系婚族

婚姻特例法

1. 直系血族、8親等以内の傍系血族と直系婚族などの関係がない者については婚姻届を出せる。
2. 婚姻届を出すときは事実婚関係を立証できる書類を提出するものとする。
3. 血族は大法院の規則が定めるところに従う。

参考文献

『韓国の同姓同本不婚制に関する背景と課題』三宅勝、1996. 10、北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル

『死亡率から見た近親婚の影響の世代間推移について』吉丸博志、1984. 12、杏林医会誌